

秦野市消費生活センター条例を制定することについて

秦野市消費生活センター条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、本市が設置する消費生活センターの組織、運営等に関する事項について条例で定めることとされたため、制定するものがあります。



秦野市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、秦野市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で定める用語の意義の例による。

(設置)

第3条 市民の消費生活における利益の擁護を図るための機関として、秦野市消費生活センター（以下「センター」という。）を秦野市桜町一丁目3番2号に設置する。

(所掌事務)

第4条 センターは、消費者安全の確保について、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 必要な情報を収集し、及び市民に対して提供すること。
- (4) 国又は県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 消費者被害の発生及び拡大を防ぐため、近隣市町及び関係機関との間で連携を図ること。
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(執務日及び執務時間)

第5条 センターの執務日及び執務時間は、秦野市の休日を定める条例（平成元年秦野市条例第8号）第1条に規定する本市の休日を除き、毎日午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、執務日又は執務時間を臨時に変更することができる。

(消費生活センター長及び職員の配置)

第6条 センターには、センターの事務を掌理する消費生活センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第7条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定によりその試験に合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第8条 市長は、消費生活相談員の専門性を考慮のうえ、適切な人材及び処遇の確保に必要な処置をとらなければならない。

(職員研修)

第9条 市長は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第10条 市長は、センターでの事務の実施により得られた情報について、法第11条の2第2項又は第14条の規定により国又は他の地方公共団体に提供する場合を除き、その情報が第三者に不正に利用されることを防ぐための処置、その情報の滅失又は毀損の防止その他のその情報の適切な管理のために必要な処置をとらなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。